

(別 紙)

マイナンバーと預貯金口座とのひも付けを義務化する方針の見直しを求める意見書(案)

社会保障と税の共通番号(マイナンバー)制度について、国は個人の預貯金口座情報とのひも付けを義務化するため、1人1口座の国への登録義務化の検討を行い、来年の通常国会において、関連法の整備をめざすとしている。

この度の特別定額給付金の給付に際し、申請手続きについてはマイナンバーを活用したオンライン申請を可能にしたが、口座振り込みには活用していないことから迅速に支給できなかつたとしている。しかし、マイナンバーカードの普及が低迷している状況では、マイナポータルで口座を管理しても迅速かつきめ細かな給付の速やかな実現にはならない。この度、多くの自治体で発生した特別定額給付金のオンライン申請をめぐるトラブルは、マイナンバーカードが普及せずマイナポータル等が知られていない中で、安易にオンライン申請を推奨し、さらに、J-LISのシステムの準備不足や現場の事務を踏まえないオンライン申請システムにより発生した。そのため多くの住民が外出自粛の中、窓口に押し寄せ三密状態になり、多くの自治体では事務が遅延し、本市を含む48自治体(6月2日現在)が迅速な給付のためにオンライン申請の中止・停止を決定した。マイナンバー制度の利用にこだわれば、円滑な給付はできなくなることを示している。

マイナンバーとともに、口座情報や連絡先情報など個人の属性データを登録・管理していくことは、漏えいの危険とともに個人情報の一元管理に道を開き、さらに、マイナンバーと「符号」とをひも付けて管理しないという制度の原則を損なう。給付金の申請にマイナンバーを利用すれば、マイナンバー記入の際の本人確認義務や提出書類の安全管理義務など、自治体にさらなる負担が発生する。

よって、国に対し、マイナンバーと預貯金口座とのひも付けの義務化を行わないことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 月 日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣

} 宛